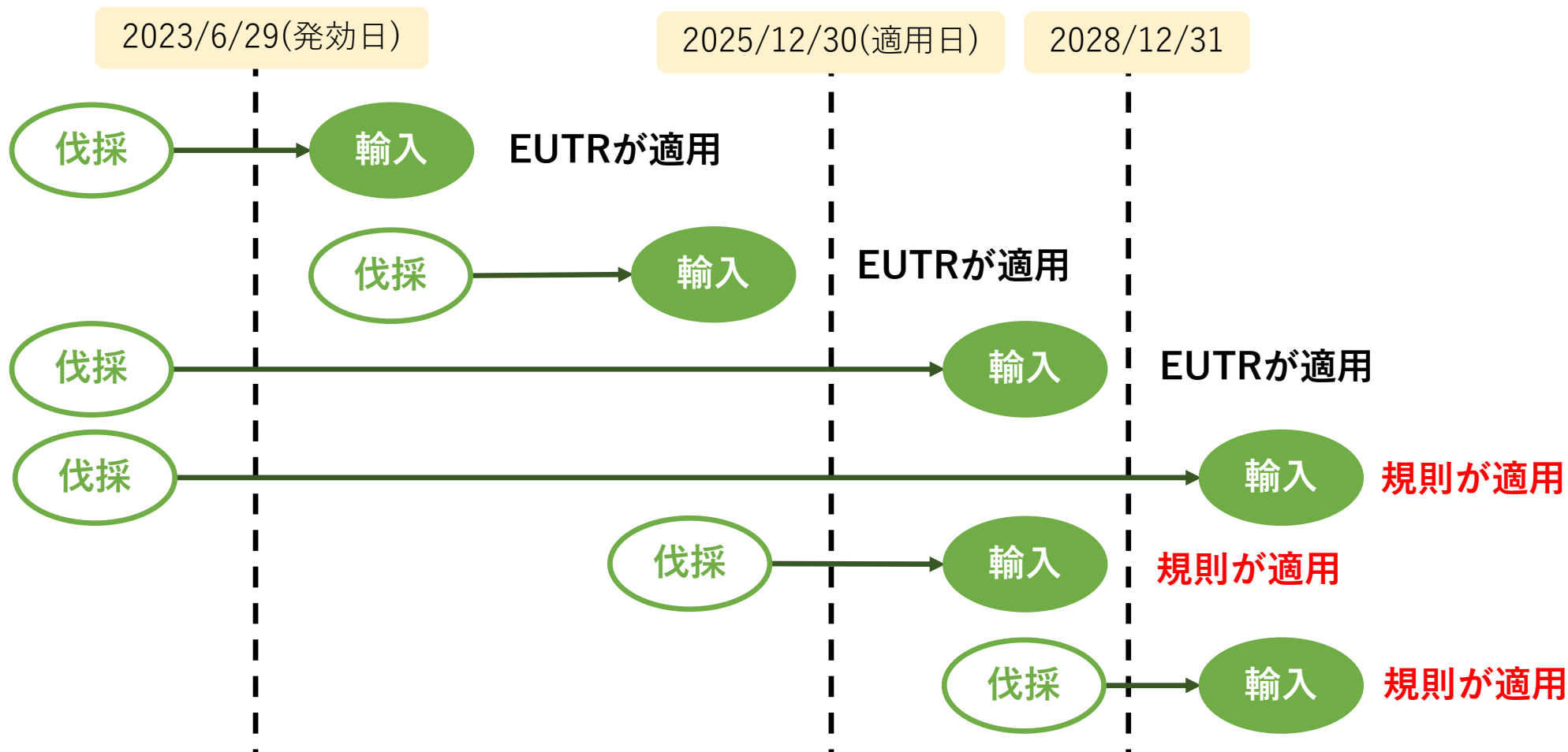


木材由来の関連製品の規則適用タイムライン

① EUTRの対象製品でもあったもの（製材、合板、木材パルプ、木製家具等）

- 発行日（2023年6月29日）以前に生産され、2028年12月31日までにEU市場に上市された製品はEUTRの規則が引き続き適用。発行日以前に生産され、2028年12月31日以降にEU市場に上市される製品はEUDRが適用。
- 発効日から適用日の間に生産され、適用日以前にEU市場に上市される製品は、EUTRが適用。発効日と適用日の間に生産され、適用日以降にEU市場に上市される製品はEUDRが適用。
- 適用日以降に生産される製品はEUDRが適用。



木材由来の関連製品の規則適用タイムライン

② 規則により初めて対象製品となったもの（木炭や木製食卓用品等）

発行日（2023年6月29日）以降に生産され、適用日（2025年12月30日）以降にEU市場において取引される対象商品について、規則が適用される。

